

東京圏の大学生のみなさんへ



桐生市 地方就職支援金



地方へ就職・移住する大学生を応援する新しい支援制度が始まります！

申請期間：令和6年10月1日（火）～令和7年2月10日（月）



内定企業の採用面接・試験時の
往復交通費(2分の1)*

※上限6,000円（1人1回まで）

+



翌年度、桐生市に移住する際の
移転費の支給を予定*

※詳細は未定です。

対象となる方

チェック1～3の全ての要件を満たす方に、上記の金額を支給します。



チェック1

あなたに関する要件として、下記①～③の全てを満たしますか？

①大学

所属大学の本部が東京都内にあり、その大学の東京圏内*のキャンパスに在学している

+

②学年と在住地

学部4年生以上*2で、令和7年3月に卒業見込みであり、東京圏に在住している

+

③卒業後の進路

群馬県内の企業に就職が内定し、大学卒業後は桐生市に移住する

※1 東京圏とは、4都県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）のことです（条件不利地域を除く）。

※2 短期大学生や大学院生は対象外です。



チェック2

企業への就職に関する要件として、下記①と②の全てを満たしますか？

①就職先

勤務地が群馬県内にあり、官公庁などではなく、3親等以内の親族が経営していない法人である

+

②就職条件

週20時間以上の無期雇用契約で、桐生市から通勤が可能な範囲内での勤務地限定型社員としての採用である



チェック3

申請から5年以上、桐生市に居住する意思がありますか？

以下の場合には返金対象となりますので、ご注意ください。

- 5年以内に他市町村へ転出する
- 虚偽の申請をする
- 1年以内に対象の就職先に就職しない
- 1年以内に対象の就職先を辞める
- 1年以内に桐生市に転入しない（申請時に桐生市に住民票がある場合を除く）



申請までの流れ

地方就職支援金の申請の流れをまとめました。

スタート

令和6年4月～

事前チェック

- ・表面のチェック1を参考に、地方就職支援金の対象学生であるかを確認しましょう。
- ・自分が対象学生が分からない場合は、気軽にお問い合わせください。

令和6年6月～

就職活動（個別面接・試験）開始

- ・就職活動時の交通費の領収書は保存しておきましょう。
- ※企業から交通費を支給された場合、地方就職支援金の対象外になる可能性がありますのでご注意ください。



令和6年10月～
令和7年2月10日

就職内定→地方就職支援金の申請

- ・表面のチェック2に該当する企業に就職が内定し、チェック3に該当する方は、地方就職支援金が申請できます。
- ・まずはご相談ください。
- ・申請後、地方就職支援金が支給されます。



令和7年4月～

桐生市に移住&内定企業に就職→移転費を申請

- ・地方就職支援金（往復交通費）を支給された方のみ、移転費が申請できる予定です。
- ※詳細は未定です。



令和12年4月

5年間定住ありがとう！

- ※5年以内に他市町村へ転出した場合は、地方就職支援金（交通費+移転費）を返金していただきます。